

トレイダーズホールディングス株式会社
定 款

トレイダーズホールディングス株式会社定款

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、トレイダーズホールディングス株式会社と称し、英文では“TRADERS HOLDINGS CO., LTD.”と書く。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業（第一種及び第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業、有価証券等管理業務その他の業務を指す。）及びこれに付随する業務
 - (2) 前号の業務のほか、金融商品取引法により金融商品取引業者が営むことができる業務
 - (3) 金融商品取引法に規定する金融商品仲介業
 - (4) 投資業
 - (5) 投資事業組合財産の運用及び管理
 - (6) 投資法人の設立及び企画に関する業務
 - (7) 投資に関する評価計算事務及び信用審査の受託
 - (8) 商品先物取引法に規定する商品先物取引業及び海外における商品先物取引業
 - (9) 金融商品取引システム及び外国為替取引システムの開発、販売、運営及び保守、並びに導入支援
 - (10) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
 - (11) 書籍等の印刷物、電子出版物及び画像の企画、制作並びに販売
 - (12) 貸金業
 - (13) 物品賃貸業
 - (14) 生命保険及び損害保険契約の締結の代理及び媒介
 - (15) 銀行法に規定する銀行の代理店業
 - (16) 信託業法に規定する信託業及び信託契約代理業
 - (17) 労働者派遣業
 - (18) CVC ファンド、ベンチャーキャピタル、ベンチャー企業に対する投資及びその育成
 - (19) 上記各号に関連する広告、宣伝及びマーケティング
 - (20) その他前各号の業務に付随または関連する業務
2. 当会社は、次に掲げる業務を営むことができる。
- (1) 経営企画及び経営管理に関するコンサルティング
 - (2) 経理、人事その他の事務の受託
 - (3) 不動産の賃貸
 - (4) その他前各号の業務に付随または関連する業務
3. 当会社は、前各項に掲げる業務に付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条（公告の方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

2. 前項に関わらず、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、42,000,000株とする。

第6条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第7条（単元未満株主の売渡請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第8条（単元未満株式の権利制限）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める請求をする権利

第9条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第10条（株主名簿管理人）

当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第11条（株主の権利行使方法）

株主が権利行使する場合、当会社が定める場合を除いて、書面によらなければならない。

2. 株主の提出による議案に関する以下の事項について、400字を超える場合には、株主総会参考書類にその概要を記載するものとする。

- (1) 提案の理由
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び会計監査人の選任に関する事項

第 12 条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるものほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第 13 条（基準日）

当会社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することのできる株主とする。

- 2. 前項のほか、必要があると認めるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株主総会

第 14 条（株主総会の招集）

定時株主総会は事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるごとに招集する。

第 15 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

第 17 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2. 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3

分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第18条（議決権の代理行使）

- 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、取締役会において定める株式取扱規程に定めるところにより、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家は、株主総会に出席してその議決権を代理行使することができる。
 3. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第19条（株主総会の議事録）

- 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。
2. 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その写しを5年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

第20条（取締役会の設置）

当会社は、取締役会を置く。

第21条（取締役の員数）

- 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第22条（取締役の選任）

- 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
 3. 当会社の取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第23条（取締役の任期）

- 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 24 条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 25 条（取締役会の招集）

- 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集してその議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
 3. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。
 4. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

第 26 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。

第 27 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

第 28 条（代表取締役及び役付取締役）

- 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役をその決議によって選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 3. 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第 29 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名を行うものとする。

第 30 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものを除くほか、取締役会が定める取締役会規程による。

第 31 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 32 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第33条（監査等委員会の設置）

当会社は、監査等委員会を置く。

第34条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第35条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第36条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第37条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をする。

第38条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第39条（会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第40条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 41 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再選されたものとみなす。

第 42 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 43 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 44 条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 45 条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第 46 条（除斥期間等）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。

2. 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

第 1 条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により第 25 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠つたことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第 25 回定時株主総会前の任務を怠つたことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 427 条第 1 項の法令の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条第 2 項の定めるところによる。